

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
中野都市計画下水道 中野市公共下水道
- 縦覧場所
長野県環境部水道・生活排水課及び中野市建設水道部都市建設課

水道・生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ベイシア
群馬県前橋市亀里町900番地
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	橋本 浩英	群馬県前橋市亀里町900番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	相木 孝仁	群馬県前橋市亀里町900番地

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	橋本 浩英	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社アイ・トピア	加藤 公一	東京都町田市原町田四丁目20番1号
フジパンストアー株式会社	廣村 昌弘	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	相木 孝仁	群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社アイ・トピア	加藤 公一	東京都町田市原町田四丁目20番1号
フジバンストアー株式会社	杉本 誠	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

4 変更した年月日

平成29年7月28日ほか

5 届出年月日

令和8年2月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月2日から令和8年7月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア東御店

東御市称津1115番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町900番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	相木 孝仁	群馬県前橋市亀里町900番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社ブルーランジュリー横浜	大山 登	長野市青木島町大塚889-1
有限会社ゼロワンプランニング	市川 順三	須坂市大字幸高322番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	相木 孝仁	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外淵二丁目38番地

4 変更した年月日

平成20年12月15日ほか

5 届出年月日

令和8年2月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月2日から令和8年7月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
根羽川漁業協同組合 釜無川漁業協同組合	下伊那郡根羽村2131-1 諏訪郡富士見町落合10777	内共第10号 内共第16号

2 変更の内容

(1) 根羽川漁業協同組合

第7条第1項第3号の表中「2,000円」を「3,000円」に、「7,000円」を「12,000円」に改める。

(2) 釜無川漁業協同組合

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第3項中「竿釣りによる遊漁の場合には」を、「その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、」を削り、同条第4項中「遊漁者」の次に「(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第6条第2項中「次に掲げる場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加える。

第7条第1項中「別記様式第1号の遊漁承認証」を「次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

第9条第2項中「別記様式第2号の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) 発行者名
- 様式を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2の(1) 令和8年6月1日
- (2) 2の(2) 令和8年3月2日

園芸畜産課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度建設資材価格等定期調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 一般財団法人経済調査会
(2) 所在地 東京都港区新橋6丁目17番15号
- 5 落札金額
28,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和7年2月10日

建設政策課技術管理室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度建設資材価格等特別調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 太洋エンジニアリング株式会社 東京支社
(2) 所在地 東京都千代田区内神田一丁目14番5号
- 5 落札金額
14,608,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告を行った日
令和7年2月10日

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画道路 3・3・56号真田線
長野都市計画道路 3・4・61号松代（停）線
長野都市計画道路 3・5・62号海津西条線
長野都市計画道路 3・4・63号松代中央線
長野都市計画道路 3・5・67号西寺尾象山線
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野市松代町松代、松代町東条、松代町城北、松代町東寺尾、松代町西条及び松代町城東の各一部
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・5・49号塩崎中央線

長野都市計画道路 3・5・78号上町中央線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

長野市篠ノ井塩崎の一部

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観育成に関する事項	認定年月日
軽井沢町旧軽井沢六本辻地区景観育成住民協定	軽井沢町大字軽井沢六本辻地区	建築物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	令和8年2月9日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和8年3月2日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

1 許可番号

令和8年2月16日 長野県伊那建設事務所指令7伊建第131-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂1099-1、1099-2、1100-1、1101-1、1102-1、1102-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市金沢区福浦3-10

日本発條株式会社 代表取締役社長 上村和久

都市・まちづくり課